

# 山鹿市新型コロナウイルス感染症対策支援事業補助金 申請要領

## 1. 目的

新型コロナウイルス感染症の拡大防止と経済維持の両立を図るため、山鹿市内の事業者が実施する感染予防対策にかかる費用を補助し、感染防止対策の徹底と市民が安心して暮らせるまちづくりを推進します。

## 2. 対象者・補助内容

- (1) 補助対象者：市内に事業所を有し、引き続き事業活動を行うため感染予防対策を実施する事業者
- (2) 補助率：10/10
- (3) 補助限度額：1事業者10万円（補助下限額1万円）※千円未満切捨
- (4) 補助対象期間：令和2年4月1日（水）～令和2年12月31日（木）（支払分）
- (5) 補助対象経費

①衛生用品購入費	マスク、フェイスシールド、ゴム手袋、消毒液、手洗い用洗剤等の衛生消耗品を購入する経費
②物品・機器購入設置費	仕切用アクリル板、透明ビニールカーテン・シート、非接触型体温計、サーモカメラ、サーキュレーター、空気清浄機、換気扇、加湿器、自動手指消毒器、非接触型自動水栓等の購入設置にかかる経費

※ただし、次に該当する場合は補助対象外となります。

- 農林漁業の個人事業者、政治団体、宗教上の組織・団体、国県及び公的機関
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」を行う事業者
- 暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者

## 3. 申請要件

山鹿市内に事業所、店舗、営業所、工場等をかまえ、引き続き山鹿市内で事業活動を行う者であって、次の全ての要件を満たす者とします。

- (1) 許可又は登録を必要とする業種については当該許認可等を受けていること。
- (2) 反社会的勢力との関わりがないこと。
- (3) 市税の滞納がないこと。
- (4) 熊本県が示す「感染防止対策チェックリスト」及び「業界団体のガイドライン」に掲げられた対策に取り組んでいること。

※申請は1事業主あたり1回限りとし、複数の事業所を有する者であっても補助額は変わりません。

※国県等他の補助金・支援金・応援金を受けている事業者も申請可能です。

(ただし、同一経費の重複申請は不可。)

## 4. 申請手続

感染症対策にかかる物品等の購入後、支払い済みの経費について申請してください。

なお、令和2年4月以降の新規開業者の補助対象期間については、令和2年4月1日以降の支払いであれば、開業1ヶ月前の日まで遡及して補助対象とします。

### 【申請書類】

- 新型コロナウイルス感染症対策支援事業補助金交付申請書兼請求書
  - 市内での事業活動を証する書類（下記のいずれか）
    - ・法人の場合：令和元年分法人税確定申告書第一表の写し
    - ・個人の場合：令和元年分確定申告書B第一表の写し又は令和2年度市県民税申告書の写し
- ※令和2年1月1日以降開業の場合は、開業届の写し
- 補助対象経費の支出明細がわかる書類の原本（領収書、レシート等の原本）
  - 振込先口座の通帳の写し（フリガナで口座名義人、店番、口座番号がわかる箇所）
  - 申請者本人であることを証するもの（運転免許証、健康保険証などの写し。ただし、法人の場合は法人コードを記載すれば足りる。）
  - 個人事業者で山鹿市外に居住されている方は、居住する市町村に税の滞納がないことを証明する書類（未納がない証明など）※納税証明書ではありません。  
※提出された領収書等の返却はいたしません。

### 【申請書類の取得方法】

次の方法で「申請書」の様式を入手することができます。

- 山鹿市のホームページからダウンロード
- 山鹿市商工観光課、各市民センター、山鹿商工会議所、山鹿市商工会で配布

### 【申請方法】

感染防止対策として、原則、申請書類を次の宛先に郵送してください。

※「特定記録」で郵送すれば、郵便局で引き受けの記録（受領証）が渡され、インターネット上で配達状況を確認できます。

〒861-0592 山鹿市山鹿 987-3 山鹿市役所 商工観光課 感染症対策支援窓口 宛

## 5. 申請受付期間

令和2年10月1日（木）～令和3年1月29日（金）消印有効

## 6. その他

申請書類受理後、その内容を審査し適正と認められる場合は、補助金交付決定通知書を送付し、補助金を振り込みます。

<お問合せ先> 9:00～17:00（土・日・祝日を除く）			
山鹿市商工観光課	43-1579	ふるさと未来総室	41-5673
山鹿商工会議所	43-4111	山鹿市商工会	46-2141

補助対象経費の例

区分	番号	内容	備考
①衛生用品	1	マスク、フェイスシールド	
	2	ゴム手袋	
	3	消毒液	
	4	手洗い用洗剤	
	5	ハンドソープ	
	6	液体石鹸	
	7	ペーパータオル	
②物品・機器	8	仕切り用アクリル板	
	9	透明ビニールカーテン・シート	
	10	非接触型体温計	
	11	サーマルカメラ	
	12	サーモグラフィ	
	13	換気扇	
	14	サーキュレーター	
	15	空気清浄機	
	16	加湿器	
	17	自動手指消毒器	
	18	非接触型自動水栓センサー式自動蛇口	
	19	自動ソープディスペンサー	
	20	ペーパータオルホルダー	
	21	次亜塩素酸関連機器（生成器、噴霧器等）	
	22	小型オゾン除菌器	
	23	誘導サイン（順番待ち位置印ステッカー）	

補助対象外の 物品等	1	エアコン、スポットクーラー、扇風機	
	2	窓・網戸設置、補修	
	3	蓋付き洋式便器・自動トイレ	
	4	食器・食器洗浄機	
	5	キャッシュレス関連機器	
	6	自動精算機（セルフレジ）	
	7	ホームページ、パンフレット等の制作費	
	8	レンタル・リース費	
	9	既存設備の点検、清掃、消臭等に係る委託費	
	10	既存施設の改修・増築等にかかる工事費	
	11	抗原検査、PCR検査等の検査費	
	12	他の補助金等を活用して購入するもの	